

過去問にチャレンジ!

令和1年(2019年)第2問 問題1改題

普通法人である当社の当期における納付すべき法人税額の計算に関して、次の〔資料〕に基づき、答案用紙に従って解答しなさい。

7. 租税公課に関する資料

当社の当期における未払法人税等会計上の増減は、下表のとおりである。なお、前期における租税公課に係る税務上の調整は、全て適正に行われている。

前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
510,000,000円	604,875,000円	509,875,000円	605,000,000円

(1) 当期において前期分の確定申告税額 509,195,000円(法人税及び地方法人税 363,312,000円、住民税 44,892,000円、事業税等 100,991,000円)を納付し、次の会計処理を行った。

(借) 未払法人税等 509,195,000円 (貸) 現金預金 509,195,000円

(2) 上記(1)の確定申告税額の納付に伴い、利子税 480,000円、申告期限延長に伴う延滞金 200,000円を納付し、次の会計処理を行った。

(借) 未払法人税等 680,000円 (貸) 現金預金 680,000円

(3) 当期の中間納付額は 490,000,000円(法人税及び地方法人税 350,000,000円、住民税 43,000,000円、事業税等 97,000,000円)であり、納付時に次の会計処理を行った。なお、仮払税金は、貸借対照表科目である。

(借) 仮払税金 490,000,000円 (貸) 現金預金 490,000,000円

決算時に、未払法人税等の当期末残高を当期の確定申告税額見込額 605,000,000円と一致させるため、次の会計処理を行った。

(借) 法人税等 947,875,000円 (貸) 未払法人税等 604,875,000円
租税公課 147,000,000円 仮払税金 490,000,000円

(4) 当期において租税公課(販売費及び一般管理費)として費用処理したのものには、次のものが含まれている。

① 当期末に未払計上した当期に係る事業所税 2,250,000円

なお、前期末に未払計上された前期に係る事業所税 1,800,000円は、令和1年5月31日に申告書の提出と同時に納付している。

② 印紙税の納付額 3,300,000円

③ 印紙税過怠税の納付額 324,000円

④ 源泉所得税等の納付が期限後になり生じた不納付加算税の納付額

126,000円

解答

(会計士試験の答案用紙のイメージ)

(単位：円)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(租税公課についての申告調整)		
(1)について		100,991,000
(2)について		680,000
(3)について	997,875,000	
(4)について	900,000	

解説


- (1) 未払法人税等 509,195,000－法人税及び地方法人税 363,312,000
－住民税 44,892,000 = 100,991,000

納税充当金から支出した事業税等 100,991,000 (減算)

- (2) 納税充当金から支出した事業税等 680,000 (減算)
(利子税・申告期限延長に伴う延滞金)

- (3) ① 損金経理法人税及び地方法人税 350,000,000
② 損金経理住民税 43,000,000
③ 損金経理納税充当金 604,875,000
④ ①＋②＋③＝997,875,000 (加算)

- (4) ① 損金経理事業所税 2,250,000－1,800,000＝450,000
② 損金経理過怠税 324,000
③ 損金経理附帯税 126,000
④ ①＋②＋③＝900,000 (加算)

 **ワンポイント****中間法人税の仮払経理 (頻出)**


本間では
(中間時)

$\frac{\text{仮払税金}}{\text{現金預金}}$
(決算時)

$\frac{\text{費用 (年額)}}{\text{納税充当金}}$
 $\frac{\text{仮払税金}}$

と仮払いの中間法人税が期末で振替られていることから、試験上は、2つの仮払処理を整理して、

$\frac{\text{納充繰入 (確定)}}{\text{納税充当金}}$
 $\frac{\text{費用 (中間)}}{\text{現金預金}}$
と考えて構わない。

 **ワンポイント**

公認会計士試験では、加算・留保と加算・社外流出を同じ加算項目として合算記載しても差し支えない。

理解度チェック！

平成28年（2016年）第1問 問題1改題

次の事案について、以下の問いに答えなさい。

A社は、建築業を営む内国法人たる株式会社（普通法人）である。A社は、4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度としている。以下では、平成31年4月1日に開始する事業年度を平成31事業年度というように表記する。

（中略）

A社は、平成31事業年度に、その保有する償却資産に係る固定資産税の額500万円を納付するとともに、法人税の確定申告上、この金額を損金の額に算入した。

令和2年4月3日、A社は、C市の有力議員であるQに対して、2,000万円の賄賂を支払った（事実①）。そして、Qの強い働きかけがあったために、A社はC市の市立美術館の施工を請け負うことになった。その結果、令和2事業年度のA社の売上は大幅に増加した。この2,000万円の賄賂は、上記施工請負のため必要な支出であった。

（中略）

令和3年5月30日、A社は、令和31事業年度に納付した上記固定資産税の額500万円のうち300万円が過誤納金であるとして、その還付を受けた（事実②）。

問1

事実①について、A社の令和2事業年度の法人税の確定申告上、2,000万円の支出は、どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問2

事実②について、A社の令和3事業年度の法人税の確定申告上、A社が受けた固定資産税の還付金300万円は、どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

解答

(会計士試験の答案用紙のイメージ)

(単位 ; 円)

問1

2,000万円の支出は賄賂であることから、法人税法第55条第5項により、A社の令和2事業年度の法人税の確定申告上、全額を損金の額に算入しない。

賄賂は、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

本問では、2,000万円の支出により、最終的には建築業を営むA社の売上げの大幅増加につながったことから、施工請負のために必要な支出であったというもの、その内容はC市の有力議員であるQへの賄賂と明示されていることから、全額を損金の額に算入しない。

Point→賄賂等に係る費用等の損金不算入。

問2

A社が過誤納金により還付を受けた固定資産税300万円は、法人税法第26条の益金不算入になる還付金等には該当しないことから、同法第22条第2項により、A社の令和3事業年度の法人税の確定申告上、益金の額に算入される。

納付時に損金不算入とされた租税公課については、還付時に益金の額に算入すると二重課税になることから、還付時には益金不算入としなければならないが、本問の償却資産に係る固定資産税は、納付時に損金の額に算入される租税公課に該当するため、当該固定資産税の還付時には、還付された日の属する各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入される。



ワンポイント

事例問題への対処 (理論)

- ① 問題文より「法人税の確定申告書上～」という表現があることから解答でも、その表現を利用するよい。
- ② 具体的な事例への条文の適用を問うていることから「2,000万円」「A社」「令和〇事業年度」などの具体的な表現は答案に盛り込みたい。
- ③ 税務上の「取扱い」を問われていることから「加算する」「減算する」など申告調整の表現は用いないこと。
- ④ 条文は項まで書きたい。
- ⑤ 問2のように、22条の規定を書くとしても、別段の定め(26条)に該当しないという書きぶりはある。